

新

様式第 27 (第 7 条の 3 関係)

事故発生状況報告

年 月分から  
年 月分まで

事業者名  
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
電気通信設備統括管理者の氏名  
電気通信主任技術者の氏名

発 生 年 月 日 (発 生 時 刻)	復 旧 年 月 日 (復 旧 時 刻)	影 響 を 与 えた 地 域	影 響 利 用 者 数	主 な 発 生 原 因	設 備 の 管 理 工 程	故 障 設 備	措 置 模 様	備 考	影 響 を 与 え た 電 気 通 信 役 務 の 区 分	影 響 を 与 え た 電 気 通 信 役 務			

- 注 1 電気通信設備統括管理者の氏名は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が、電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合は、記載を要しない。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第 45 条第 1 項ただし書の既定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者の氏名を記載すること。
- 3 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合は、記載を要しない。
- 4 「復旧年月日」の欄は、第 7 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する事故については記載を要しない。
- 5 「影響を与えた地域」の欄は、「全国 (一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む)」、「一の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村 (特別区を含む。以下同じ。)」及びそれに隣接する市町村の区域を超えない地域」、「一の市町村の区域を超えない地域」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 6 「影響利用者数」の欄は、実数又は実数の把握が困難な場合には契約者数等を用いた合理的な方法により算出した概数を記載すること。
- 7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因 (卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他)」、「停電 (通常受けている電力の供給の停止)」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因 (道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 8 「設備の管理工程」の欄は、「設置・設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」の中から該当するものを全て記載すること。
- 9 「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備 (専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他)」、「伝送交換設備 (L2SW、L3SW・ルータ、基地局制御装置、中継・制御装置、網終端装置、その他)」、「サーバ (認証・呼制御サーバ (サーバ設備、付属装置))、アプリケーションサーバ (サーバ設備、付属装置)」、「付属設備」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 10 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正 (設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復・張替」、「系切替え」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 11 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、「緊急通報を取り扱う音声伝送役務」、「緊急通報を取り扱わない音声伝送役務」、「利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス (音声伝送役務を除く。)」又は「その他」の中から該当するものを全て記載すること。
- 13 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、電気通信事業法施行規則様式第 4 による電気通信役務の種類から選択し、記載すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

旧

様式第 27 (第 7 条の 3 関係)

事故発生状況報告

年 月分から  
年 月分まで

事業者名  
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
電気通信主任技術者の氏名

発 生 年 月 日 ( 発 生 時 刻 )	復 旧 年 月 日 ( 復 旧 時 刻 )	影 響 地 域	影 響 利 用 者 数	主 な 発 生 原 因	故 障 設 備	措 置 模 様	備 考	影 響 を 与 え た 電 気 通 信 役 務				

- 注 1 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第 45 条第 1 項ただし書の既定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者の氏名を記載すること。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合は、記載を要しない。
- 3 「復旧年月日」の欄は、第 7 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する事故については記載を要しない。
- 4 「影響地域」の欄は、全国 (一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む)、一の都道府県の区域を超えない地域、一の市町村 (特別区を含む。以下同じ。) 及びそれに隣接する市町村の区域を超えない地域、一の市町村の区域を超えない地域又はその他から選択し、記載すること。
- 5 「影響利用者数」の欄は、100 万以上、10 万以上、3 万以上、5,000 以上、500 以上、500 未満又は不明から選択し、記載すること。
- 6 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因 (卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他)」、「停電 (通常受けている電力の供給の停止)」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因 (道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「不明」、その他の発生原因を記載すること。
- 7 「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備 (専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他)」、「伝送交換設備 (L2SW、L3SW・ルータ、その他)」、「付属設備」、「不明」、その他の故障設備を記載すること。
- 8 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正 (設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復・張替」、「系切替」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」、その他の措置模様を記載すること。
- 9 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 10 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、電気通信事業法施行規則様式第 4 による電気通信役務の種類から選択し、記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。